附則第八十四条第二項から第六項までの規定中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第八十七条第二項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第十三項及び第十五項中「同法」を「旧船員保険法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第八十九条　国民年金法等の一部を改正する法律（平成元年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第三項中「改正後の国民年金法第五条第二項」を「国民年金法第五条第一項」に改める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第九十条　国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

附則第六条第一項中「国民年金法第五条第一項に規定する被用者年金各法に基づく」を「昭和六十年改正法附則第十一条第三項に規定する平成二十四年改正前共済各法による年金たる給付のうち」に改める。

附則第十一条第七項第二号中「国民年金法第五条第一項に規定する被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者」を「厚生年金保険の被保険者」に改め、同条第十項中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改める。

附則第十八条第一項中「受給権者」の下に「（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十三条第一項（私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下同じ。）又は第五十七条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けるものを除く。）」を加え、「同法」を「厚生年金保険法」に改め、同項第一号中「男子」の下に「又は女子（厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者（以下「第二号厚生年金被保険者」という。）であり、若しくは同号に規定する第二号厚生年金被保険者期間（以下「第二号厚生年金被保険者期間」という。）を有する者、同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者（以下「第三号厚生年金被保険者」という。）であり、若しくは同号に規定する第三号厚生年金被保険者期間（以下「第三号厚生年金被保険者期間」という。）を有する者又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者（以下「第四号厚生年金被保険者」という。）であり、若しくは同号に規定する第四号厚生年金被保険者期間（以下「第四号厚生年金被保険者期間」という。）を有する者に限る。）」を、「生まれた者」の下に「（第二号に掲げる者を除く。）」を加え、同項第二号中「女子」の下に「（厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者（以下「第一号厚生年金被保険者」という。）であり、又は同号に規定する第一号厚生年金被保険者期間（以下「第一号厚生年金被保険者期間」という。）を有する者に限る。）」を、「生まれた者」の下に「（次号に掲げる者を除く。）」を加え、同項に次の一号を加える。

三　厚生年金保険法附則第七条の三第一項第四号に規定する特定警察職員等（附則第二十条の二第一項、第四項及び第八項並びに第二十四条第三項第二号において「特定警察職員等」という。）である者であって昭和二十二年四月一日以前に生まれたもの

附則第十九条第一項、第四項及び第八項中「男子」の下に「又は女子（第二号厚生年金被保険者であり、若しくは第三号厚生年金被保険者であり、若しくは第四号厚生年金被保険者期間を有する者又は第四号厚生年金被保険者であり、若しくは第四号厚生年金被保険者期間を有する者に限る。）」を、「掲げる者」の下に「（附則第二十条の二第一項又は平成二十四年一元化法附則第三十三条第一項若しくは第五十七条第一項若しくは第二項に規定する者を除く。）」を加える。

附則第二十条第一項、第四項及び第八項中「女子」の下に「（第一号厚生年金被保険者であり、又は第一号厚生年金被保険者期間を有する者に限る。）」を、「掲げる者」の下に「（次条第一項に規定する者を除く。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第二十条の二　特定警察職員等であって次の表の上欄に掲げる者（平成二十四年一元化法附則第三十三条第一項又は第五十七条第一項若しくは第二項に規定する者を除く。）が、同表の下欄に掲げる年齢以上六十五歳未満である間において、厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権を取得した場合においては、同法第四十三条第一項及び附則第九条の二から第九条の四までの規定は、当該老齢厚生年金については、適用しない。

昭和二十二年四月二日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者	六十一歳
昭和二十四年四月二日から昭和二十六年四月一日までの間に生まれた者	六十二歳
昭和二十六年四月二日から昭和二十八年四月一日までの間に生まれた者	六十三歳
昭和二十八年四月二日から昭和三十年四月一日までの間に生まれた者	六十四歳

2　前項に規定する場合においては、当該老齢厚生年金の額は、厚生年金保険法附則第九条の二第二項の規定の例により計算する。

3　厚生年金保険法第四十四条及び第四十四条の二の規定は、同法附則第八条の規定による老齢厚生年金について前項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、同法第四十四条第一項中「第四十三条の規定」とあるのは「附則第九条及び国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十条の二第二項においてその例によるものとされた附則第九条の二第二項の規定」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、同法第四十四条の二第一項中「第四十三条第一項に規定する額」とあるのは「附則第九条の二第二項第二号に規定する額」と、「同項に定める額から」とあるのは「同号に定める額（以下この条において「報酬比例部分の額」という。）から」と、「第百三十二条第二項」とあるのは「第百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第八十二条第一項若しくは第八十三条の二第一項、昭和六十年改正法附則第八十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項又は平成十二年改正法附則第二十三条第一項若しくは第二十四条第一項」と、「第四十三条第一項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と、「同項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と読み替えるものとする。

4　特定警察職員等である厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（同法第四十三条第一項及び附則第九条の規定によりその額が計算されているものに限る。）の受給権者（第一項の表の上欄に掲げる者（平成二十四年一元化法附則第三十三条第一項又は第五十七条第一項若しくは第二項に規定する者を除く。）に限る。）が同表の下欄に掲げる年齢に達したときは、厚生年金保険法附則第九条の二第二項の規定の例により老齢厚生年金の額を計算するものとし、その年齢に達した月の翌月から、年金の額を改定する。

5　厚生年金保険法第四十四条及び第四十四条の二の規定は、同法附則第八条の規定による老齢厚生年金について前項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、同法第四十四条第一項中「その権利を取得した当時（その権利を取得した当時）」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十条の二第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時（その年齢に達した当時）」と、「第四十三条の規定」とあるのは「附則第九条及び同法附則第二十条の二第四項においてその例によるものとされた附則第九条の二第二項の規定」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、「加算した額とする」とあるのは「加算するものとし、その